

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達を行う。  
なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（秋田県建設部建設政策課）に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成26年8月26日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成26年8月5日

秋田県収用委員会会長 平川 信夫

1 事件名

県道富根能代線改築工事（真壁地バイパス・秋田県能代市真壁地字サト地内から同市向能代字平野館下道越起上及び字平野館下起上地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件（平成25年秋収委第59号）

2 送達すべき書類の名称

平成26年7月24日付け秋収委-52 「裁決書」

3 送達を受けるべき者

秋田県能代市真壁地字サト29番の土地の所有者

桜井 学 助 住所不明